

議案第 31 号

中部広域行政管理組合同規約を変更する協議について

次のとおり中部広域行政管理組合同規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成 8 年 3 月 11 日

三朝町長      安   田   真   一   郎

平 成 8 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

中部広域行政管理組合同規約の一部を改正する規約

中部広域行政管理組合同規約（昭和46年11月 1 日許可）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

第12条第 2 項中「財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下「知識経験を有する者」という。）」を「人格が高潔で、地方公共団体の組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）」に、「2 人」を「1 人」に改め、同条第 3 項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者のうちから選任される者」に改める。

附 則

- 1 この規約は、許可の日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する監査委員については、その任期が満了するまでの間は、改正後の規約第12条第 2 項の規定により選任された監査委員とみなす。